

# 特定非営利活動法人 CTJ コネクト 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 CTJ コネクトという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市豊田町大字中村 548 番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、カンボジア王国・タイ王国と日本国に対して、定期健診など予防教育としての医療・福祉の支援、優秀な人材の育成協力、学校教育の充足、文化交流に関する事業を行い、国際協力により各国の発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①カンボジア王国国家公務員の方々の海外行政見学プログラムの見学サポート・文化交流・招聘事業
  - ②カンボジア王国・タイ王国の現地調査
  - ③カンボジア王国・タイ王国の子供たちの学校教育を充足・促進する事業

- ④カンボジア王国・タイ王国の女性の地位向上と性差別問題、思春期における教育に関する事業
  - ⑤カンボジア王国・タイ王国で、里子支援事業
  - ⑥カンボジア王国で、子供から大人までを対象に、看護師・介護福祉士による定期健診、病気になる予防教育についての講話事業
  - ⑦カンボジア王国で、地域の医療関係者を集めてシンポジウムを行う事業
  - ⑧タイ王国で、寺子屋建設プロジェクト事業
- (2) その他の事業
- ①物品販売
  - ②空き家管理サポート事業・小さな困りごとサポート事業
  - ③個人向け福利厚生構築事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

(3) その他の会員

理事会で別途定めた会員

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用の支弁)

第 19 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任、職務
- (5) 会員の除名の承認
- (6) 残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなけ

ればならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び変更)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変

更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示、または電子公告するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田中 由美
副理事長	徳永 晶子
副理事長	吉村 美佐枝
監事	山口 早苗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	入会金 2000 円	年会費 5000 円
②個人賛助会員	入会金 1000 円	年会費 3000 円 (1口)
③団体賛助会員	入会金 5000 円	年会費 20000 円 (1口)

# 令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 CTJコネク

## 1 事業実施の方針

設立後3年目を迎え、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・前年度のカンボジア王国国家公務員の方々の日本研修招聘事業について、関西圏において招聘事業を展開した。田中理事長が修了式に参加し、一人一人に修了書を渡した。カンボジアの国家公務員の方々と過ごし、今回の活動の感想として、「日本の人は本当に親切で礼儀正しく良い習慣をもっていますね。」と多くの方に言われた。今後親交を深め、将来的にカンボジアでの活動に協力してくれる人の輪を広げたい。
- ・タイ王国において、前期よりウボンラーチャターニー県の農村地域にて、地域の方たちが集える寺子屋建設を開始し、現地を整えている(現在整備中)。活動するにあたって、活動資金を確保できるように、定款変更により『その他の事業』を拡大し、【空き家管理サポート事業・小さな困りごとサポート事業】、【個人向け福利厚生構築事業】を追加する。ネットなどを利用して活動内容を広め、周知発展していくことを目標とする。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業番号)

- ①カンボジア王国国家公務員の方々の海外行政見学プログラムの見学サポート・文化交流・招聘事業
- ②カンボジア王国・タイ王国の現地調査
- ③カンボジア王国・タイ王国の子供たちの学校教育を充足・促進する事業
- ④カンボジア王国・タイ王国の女性の地位向上と性差別問題、思春期における教育

に関する事業

- ⑤カンボジア王国・タイ王国で、里子支援事業
- ⑥カンボジア王国で、子供から大人までを対象に、看護師・介護福祉士による定期健診、病気にならない予防教育についての講話事業
- ⑦カンボジア王国で、地域の医療関係者を集めてシンポジウムを行う事業
- ⑧タイ王国で、寺子屋建設プロジェクト事業

事業番号 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
①	・カンボジア国家公務員の方々 を日本に迎えて、日本の行政 視察のための計画、企画、 招聘。	(A)年2回(3月と10 月に行う。) (B)未定 (C)6人	(D)カンボジア 国家公務 員(約35 人) (E)不特定多数	209
②③④ ⑤⑥⑦	・訪問した地域の健康診断。 ・学校での出前授業、物資の 支援。 ・訪問した地域の方へ、看護 師・介護福祉士による病気 にならない講話。	(A)年1回(8月に開 催する。) (B)カンボジア王国 (プノンベン、クラチ エ、コンボンズプ ー) (C)6人	(D)カンボジア 国民 (E)不特定多数	728
⑧	・タイにおいて(寺子屋 /Terakoya)を開設中・一部 営業。 ・パソコン教室、日本語・英語 教室、文化体験、料理教室、 映画鑑賞、工作遊びなど。 ・学校訪問 ・集会による地域の方との交 流。	(A)月に2回(現地ス タッフによる)日 本からも渡航予 定(時期未定)。 (B)タイ王国(ウボン ラーチャターニ ー) (C)4人	(D)タイ王国民 (E)不特定多 数	488

(2) その他の事業

(事業番号)

①物品販売

②空き家管理サポート事業・小さな困りごとサポート事業

③個人向け福利厚生構築事業

事業番号 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①	・物品販売全般	(A)未定 (B)未定 (C)未定	20
②	・空き家の訪問・清掃・草引き・ 郵便物の整理・報告書の作 成・換気・通風・通水など。 ・墓掃除や電球の玉替え、分 別ごみ捨てなど、小さな困り 事をサポート	(A)月に4回以上行う。 (B)おもに山口県内 (C)4人	157
③	・【一般財団法人全国福利厚生 共済会】において、会員の構 築。	(A)各々の活動できる時間帯に合 わせて。 (B)未定 (C)6人	62

# 令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人CTJコネクト  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
個人賛助会員受取会費			
団体賛助会員受取会費			
特別会員			
2 受取寄附金			
受取寄附金 (招聘事業)	200,000		
受取寄附金 (カンボジア・タイ)	800,000		
受取寄附金 (寺子屋プロジェクト)	500,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取補助金			
4 事業収益			
物品販売		40,000	
空き家サポート等		400,000	
福利厚生事業		10,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,555,000	450,000	2,005,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費		144,000	
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000	8,000	
雑費	50,000		
渡航費	1,200,000		
宿泊・食費	100,000		
消耗品費	30,000		
会議費	15,000		
通信費			
広告宣伝費		5,000	
物品仕入費		20,000	
その他	10,000	62,000	
事業費計	1,425,000	239,000	1,664,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
(2) その他経費			
人件費計			
会議費			
旅費交通費	20,000		
広告宣伝費	10,000		
事務用消耗品費	5,000		
予備費	10,000		
管理費計	45,000	0	45,000
経常費用計	1,470,000	239,000	1,709,000
当期経常増減額	85,000	211,000	296,000

III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額	211,000	△ 211,000	
当期正味財産増減額	296,000	0	296,000
前期繰越正味財産額			△ 15,000
次期繰越正味財産額			281,000

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。

# 令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 CTJコネク

## 1 事業実施の方針

設立後4年目を迎え、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・カンボジア王国国家公務員の方々の日本研修招聘事業について、引き続き招聘事業を続けていきたいと思う。多くのカンボジア王国公務員の方々を日本にお呼びして、見学サポートや文化交流を活発に進めていきたい。
- ・タイ王国において、ウボンラーチャターニー県の農村地域にて、地域の方たちが集える寺子屋建設を開始し、現地を整えてきた。現地の方のご協力と参加が思っていたより大きく、大変喜びを感じている。活発に学習会や集会などを繰り広げ、より地域の発展に寄与したい。
- ・カンボジア王国・タイ王国において定期健診などを実施したいと思う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業番号)

- ①カンボジア王国国家公務員の方々の海外行政見学プログラムの見学サポート・文化交流・招聘事業
- ②カンボジア王国・タイ王国の現地調査
- ③カンボジア王国・タイ王国の子供たちの学校教育を充足・促進する事業
- ④カンボジア王国・タイ王国の女性の地位向上と性差別問題、思春期における教育に関する事業
- ⑤カンボジア王国・タイ王国で、里子支援事業

⑥カンボジア王国で、子供から大人までを対象に、看護師・介護福祉士による定期健診、病気にならない予防教育についての講話事業

⑦カンボジア王国で、地域の医療関係者を集めてシンポジウムを行う事業

⑧タイ王国で、寺子屋建設プロジェクト事業

事業番号 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
①	・カンボジア国家公務員の方々 を日本に迎えて、日本の行 政視察のための計画、企 画、招聘。	(A)年2回(3月と10 月に行う。) (B)未定 (C)6人	(D)カンボジア 国家公務 員(約35 人) (E)不特定多数	209
②③④ ⑤⑥⑦	・訪問した地域の健康診断。 ・学校での出前授業、物資の 支援。 ・訪問した地域の方へ、看護 師・介護福祉士による病気 にならない講話。	(A)年1回(8月に開 催する。) (B)カンボジア王国 (プノンベン、クラチ エ、コンポンスブ ー) (C)6人	(D)カンボジア 国民 (E)不特定多数	728
⑧	・タイにおいて(寺子屋 /Terakoya)を開設中・一部 営業。 ・パソコン教室、日本語・英語 教室、文化体験、料理教室、 映画鑑賞、工作遊びなど。 ・学校訪問 ・集会による地域の方との交 流。	(A)月に2回(現地ス タッフによる)日 本からも渡航予 定(時期未定)。 (B)タイ王国(ウボン ラーチャターニ ー) (C)4人	(D)タイ王国民 (E)不特定多 数	488

(2) その他の事業

(事業番号)

- ①物品販売
- ②空き家管理サポート事業・小さな困りごとサポート事業
- ③個人向け福利厚生構築事業

事業番号 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①	・物品販売全般	(A)未定 (B)未定 (C)未定	20
②	・空き家の訪問・清掃・草引き・ 郵便物の整理・報告書の作 成・換気・通風・通水など。 ・墓掃除や電球の玉替え、分 別ごみ捨てなど、小さな困り 事をサポート	(A)月に4回以上行う。 (B)おもに山口県内 (C)4人	727
③	・【一般財団法人全国福利厚生 共済会】において、会員の構 築。	(A)各々の活動できる時間帯に合 わせて。 (B)未定 (C)6人	62

## 令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人CTJコネクト  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
個人賛助会員受取会費			
団体賛助会員受取会費			
特別会員			
2 受取寄附金	120,000		
受取寄附金 (招聘事業)	200,000		
受取寄附金 (カンボジア・タイ)	800,000		
受取寄附金 (寺子屋プロジェクト)	500,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取補助金			
4 事業収益			
物品販売		40,000	
空き家サポート等		1,000,000	
福利厚生事業		50,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,675,000	1,090,000	2,765,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		720,000	
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000	16,000	
雑費	50,000		
渡航費	1,200,000		
宿泊・食費	100,000		
消耗品費	30,000		
会議費	15,000		
通信費			
広告宣伝費		5,000	
物品仕入費		20,000	
その他	10,000	48,000	
事業費計	1,425,000	809,000	2,234,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
(2) その他経費			
人件費計			
会議費			
旅費交通費	20,000		
広告宣伝費	10,000		
事務用消耗品費	5,000		
予備費	10,000		
管理費計	45,000	0	45,000
経常費用計	1,470,000	809,000	2,279,000
当期経常増減額	205,000	281,000	486,000

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額	281,000	△ 281,000	
当期正味財産増減額	486,000	0	486,000
前期繰越正味財産額			281,000
次期繰越正味財産額			767,000

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。